

# 特別養護老人ホーム つむぐ ご利用料金

1割負担の方が1ヶ月間(31日)利用した場合

負担段階	要介護度	施設サービス	食費	居住費	負担合計
第1段階	3	29,180	9,300	25,420	63,900
	4	31,310	9,300	25,420	66,030
	5	33,350	9,300	25,420	68,070
第2段階	3	29,180	12,090	25,420	70,962
	4	31,310	12,090	25,420	73,405
	5	33,350	12,090	25,420	75,745
第3段階 (1)	3	29,180	20,150	40,610	94,212
	4	31,310	20,150	40,610	96,655
	5	33,350	20,150	40,610	98,995
第3段階 (2)	3	29,180	42,160	40,610	116,222
	4	31,310	42,160	40,610	118,665
	5	33,350	42,160	40,610	121,005
第4段階	3	29,180	43,152	62,186	140,433
	4	31,310	43,152	62,186	142,876
	5	33,350	43,152	62,186	145,216

※ 令和3年9月分までは基本介護料に0.1%を加えた料金が追加となります。

※上記の負担合計額は下記の加算料金{(a)+(b)+(c)+(d)+(e)}×31日、(f)、(g)、(h)、(i)と介護職員処遇改善加算(+)、介護職員等特定処遇改善加算(+)を含めた金額になります。

## (主な加算)

- (a)日常生活継続支援加算(+)…重度の入所者様や、認知症の入居者様が多く占める施設において、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援します。 (1日につき46円)
- (b)夜勤職員配置加算(+)……夜間におけるサービスの質を確保する為、基準を上回る夜勤職員の配置をした場合の加算料金です。 (1日につき61円)
- (c)看護体制加算(+)……常勤の看護師を1名以上配置した場合の加算料金です。 (1日につき12円)
- (d)看護体制加算(+)……入居者様に対し看護師を一定以上配置し、24時間の連絡体制を確保した場合の加算料金です。 (1日につき23円)
- (e)個別機能訓練加算……入居者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能回復又は低下を防止するための個別機能訓練計画を多職種協働により作成し、計画に従い機能訓練を実施するための加算料金です。 (1日につき12円)
- (f)個別機能訓練加算(+)……上記の個別機能訓練加算を厚生労働省と情報共有し計画に活用するための加算です。 (1月につき20円)
- (g)生活機能向上連携加算(+)……自立支援・重度化防止に資する介護を行うために外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練を行うための加算料金です。 (1月につき100円)
- (h)科学的介護推進体制加算……厚生労働省と情報共有し計画に活用するための加算です。(1月につき50円)
- (i)自立支援促進加算……自立支援・重度化防止のために医学的評価を基にケアの計画・実施を行うための加算料金です。 (1月につき300円)

- 介護職員処遇改善加算(+)……介護職員の賃金改善の為、お客様の1ヶ月の総単位に8.3%を乗じた額の1割相当 (単位:円)

- 介護職員等特定処遇改善加算(+)……介護職員の賃金改善の為、お客様の1ヶ月の総単位に2.7%を乗じた額の1割相当 (単位:円)

## 【その他の加算】 ご利用者の状態や、時期により加算。

- ◆初期加算…入所日から30日以内(1日につき30円)の加算
- ◆療養食加算…医師の指示に基づく腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供による加算(1食につき6円)

- ◆看取り介護加算…医師が終末期と判断したご利用者に対し、看取りに対する指針のもと、本人又は代理人等の同意を得て看取り介護を行った場合、死亡日は1280円、死亡日以前4日以上30日以下は1日につき144円、31日以上45日以下は1日につき72円の加算

- ◆入院時又は外泊時の加算…入院や外泊をされた場合、1日につき246円の加算(なお、月を跨って入院の場合は最大12日まで加算対象となります。)

※入院や外泊の際も、居住費の負担は発生します。7日目以降については居住費として1日当たり1000円の負担となります。